

● 被扶養者認定チェックシートについて

当健保組合のホームページに被扶養者認定チェックシートを掲載しています。
扶養認定の申請をする前に、資格があるかどうかご自身でチェックしてみてください。



● 扶養認定基準について

- ・扶養認定対象者の年間収入が130万円未満（19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の場合は150万円未満、60歳以上又は障害年金受給者の場合は180万円未満）かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

被扶養者の年齢	収入限度額	（例：扶養認定日）		
59歳以下	年収130万円（月額108,334円）未満	扶養認定希望日	健保書類受付日	扶養認定日
19歳以上23歳未満（配偶者を除く）	年収150万円（月額125,000円）未満	R6.10.1	R6.11.20	R6.10.21
60歳以上（または障害年金受給者）	年収180万円（月額150,000円）未満			

- ・被保険者は、扶養認定対象者を経済的に主として扶養している事実があること
※収入限度額を超えると扶養削除となります。異動届(扶養削除)の提出と資格確認書の発行がある場合は返却が必要です
- ・扶養認定で溯れるのは健保に申請のあった日より1ヵ月前までとなります。（右上例参照）………詳しくはこちらから➡
- ・子どもの扶養認定については原則として収入の多い方に扶養追加しなければなりません。（収入差が1割未満の場合は選択可）



【注意事項】

1. 両親・兄弟姉妹の扶養認定について

両親・兄弟姉妹の扶養加入については、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があり、
且つ主とした生計維持関係があることが加入の条件となる為、厳正な生計調査を実施した上で認定の判断を行います。
事前に「③扶養事実申立書」「⑪月単位生計費調査票」を当健保へ提出して、扶養加入できるか否かを確認してください。

2. 75歳以上の扶養認定について

75歳に到達されている方は、後期高齢者医療制度の対象となりますので、扶養には加入できません。
お住まいの都道府県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

● 扶養加入申請する場合、**被扶養者(異動届)に加えて続柄(1～3)別の必要書類を確認し、提出**してください。

書類番号	書 類 名	原本取得場所
①	住民票(原本) 続柄省略不可	市区町村 ※コンビニ取得可
	※1 被保険者と別居の場合は、被保険者との続柄が記載されている戸籍謄本(原本)を提出	
	※2 世帯主が被保険者でない場合は筆頭者を省略していないものを提出。筆頭者が被保険者でない場合は戸籍謄本(原本)を提出	
	※3 出生の場合はマイナンバーを省略していないものを取得 し、それを以てマイナンバーを確認、記入する	
②	扶養事実申立書(健保所定の書式)	被保険者勤務先又は当健保HP
③	収入証明書(健保所定の書式) ※扶養追加希望月より 今後1年間の見込み を証明	被保険者勤務先又は当健保HP
④	所得証明書(原本) 直近のもの	市区町村
⑤	雇用保険受給資格者証(写)両面※取得に時間を要する場合は後日提出可	職業安定所
⑥	離職票ー1、2(写) ※取得に時間を要する場合は後日提出可	扶養認定希望者の前勤務先
⑦	退職証明書(健保所定の書式)	扶養認定希望者の前勤務先
⑧	学生証または在学証明書(写)	在籍している学校
⑨	養育費についての申告書(受けている場合・受けていない場合)	被保険者勤務先又は当健保HP
⑩	年金受給はがき(写) 直近のもの	年金事務所
⑪	月単位生計費調査票(健保所定の書式)	当健保HP
⑫	戸籍謄本(原本)	市区町村
⑬	直近の源泉徴収票または直近の給与明細3ヶ月分	扶養認定希望者の勤務先
⑭	確定申告書控え及び収支内訳書(写)直近のもの	税務署
⑮	送金証明書(直近3ヵ月分) 送金金額と送金元と送金相手がわかるもの	金融機関など（預金通帳の写し等）

注1) ③、⑦の書類は、健保所定の書式に扶養認定対象者の勤務先で記入してもらったものを提出
注2) その他、追加書類をご提出いただく場合があります。ご了承ください。

【続柄別の必要書類】

1.子供

事 例		書類番号
<18歳未満>		
無職・無収入		①
学生以外で、アルバイト等の収入がある		①・②・③
<18歳以上>		
在学中で、無職・無収入		①・②・⑧
在学中で、アルバイト等の収入がある		①・②・③・⑧
パート、アルバイト等収入がある		①・②・③
無職・無収入(退職から1年以上)		①・②・④
1 退 年 職 未 か 満 ら	退職後、失業給付を受給するまたは受給している	①・②・⑤
	退職後、失業給付の受給を延長または延長中	①・②・(⑤or⑥)(「延長手続」のハローワーク押印済みのもの)
	退職後、失業給付の受給を終了した	①・②・⑤(「受給終了」のハローワーク押印済みのもの)
	退職後、失業給付を受給しない	①・②・⑥
	退職した勤務先で雇用保険未加入	①・②・⑦
※ 上記に加えて、障害年金収入がある		⑩
※ 未婚または離婚にてひとり親である場合		⑨

2.配偶者

事 例		書類番号
パート、アルバイト等収入がある		①・②・③
自営業収入がある		①・②・⑭
無職・無収入(退職から1年以上)		①・②・④
1 退 年 職 未 か 満 ら	退職後、失業給付を受給するまたは受給している	①・②・⑤
	退職後、失業給付の受給を延長または延長中	①・②・(⑤or⑥)(「延長手続」のハローワーク押印済みのもの)
	退職後、失業給付の受給を終了した	①・②・⑤(「受給終了」のハローワーク押印済みのもの)
	退職後、失業給付を受給しない	①・②・⑥
	退職した勤務先で雇用保険未加入	①・②・⑦
※ 上記に加えて、年金収入(老齢、障害等)がある		⑩

3.両親・兄弟姉妹

事 例		書類番号
パート、アルバイト等収入がある		①・②・③・⑪
自営業収入がある		①・②・⑪・⑭
無職・無収入(退職から1年以上)		①・②・④・⑪
1 退 年 職 未 か 満 ら	退職後、失業給付を受給するまたは受給している	①・②・⑤・⑪
	退職後、失業給付の受給を延長または延長中	①・②・(⑤or⑥)(「延長手続」のハローワーク押印済みのもの)・⑪
	退職後、失業給付の受給を終了した	①・②・⑤(「受給終了」のハローワーク押印済みのもの)・⑪
	退職後、失業給付を受給しない	①・②・⑥・⑪
	退職した勤務先で雇用保険未加入	①・②・⑦・⑪
※ 上記に加えて、年金収入(老齢、障害等)がある		⑩
※ 上記に加えて、別居の事実がある		⑫ (①は不要)・⑮

※その他親族の扶養認定について

上記に記載のない被扶養者を加入させたい場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

その他の条件等詳しくはホームページをご覧ください。 <https://www.daiokenpo.or.jp>

お問合せ先：大王製紙健康保険組合 総務課 (0896)24-5055(自動音声2番) ara005@daiogroup.com

大王健保HP

